

松江市告示第 137 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 第 1 項の規定により指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年 月日	指定した 事業	事業所番号
一般社団法人しまね発達発 酵研究所 松江市八雲町東岩坂 477-5	相談支援事業所カメの子 松江市嫁島町 10-28-206	令和 7 年 4 月 1 日	計画相談 支援	3230100301